

6 総務第 1131 号
平成26年 6月23日

米軍基地建設を憂う宇川有志の会
代表 三野 みつる 様

京丹後市長 中山 泰

「Xバンドレーダー経ヶ岬米軍基地に関する質問」について（回答）

平成26年5月12日に提出をいただきました上記質問につきまして、別紙のとおり回答いたします。

1. 取得地（米軍基地・自衛隊基地）に関わって

(1)

防衛省は、在日米軍の環境遵守基準について定めた「日本環境管理基準」に基づく環境調査について、「米軍が理解している」としてその実施についてなんら関わろうとはしていませんが、京丹後市としてそれによしとされるのですか。よしとされるのならばその理由をお示し下さい。

その「日本環境管理基準」が重要視する穴文殊の文化的価値、ハヤブサの生息状況などを市で独自に調査し保全保護する考えはありませんか。また、それを府に求めることはされませんか。そういう考えをお持ちでないのならばその理由をお示し下さい。

基地建設に対する日本側の総合的な「事前環境影響調査」は不必要というのが従来の市の立場ですが、その理由を改めてお示し下さい。

米軍基地建設に伴って九品寺の周囲は外壁や金網等によってほぼすべてが包囲されることとなりますが、このことが穴文殊そのものの価値を著しく低下させることになることは明らかですが、そのことをどう考えておられますか。

【回答】

- 本市としても、健康への被害を含め各般の環境被害等は決してあってはならないという立場で京都府等のご協力も得ながら様々な検証を重ねてきたところであり、各種の科学的な知見の確認も含め事前に可能な検証を尽くした上で、安全等の確保を前提にこの度の政府からのご要請を受け止めたものです。
- ご質問に関連して事前の検証に係る考え方等について、まずご指摘の「日本環境管理基準」に関しては、在日米軍による広く環境保護・安全確保のための取組みとして在日米軍により作成され、これに沿って必要な対策が実施されているものと理解しています。

「日本環境管理基準」については、基本的に米国内の環境基準と我が国国内のそれと比較してより厳しい基準が採用され策定されているものと承知していますが、当然、同基準の適用にはその他のあらゆる基準の場合と同様、その適用対象になるための適用範囲・程度、規模、手順等が規定されています。他方、そこでは、例えば同基準中、「歴史的・文化的資産」の章ひとつとってみても、「世界遺産リストや米国国家歴史登録財に相当する日本国政府のリスト」等に掲載されている程度の資産が対象となるとされ、そこまでは至らない、あらゆる歴史的・文化的資産についてまで同基準の対象とはされていません。

このように、ご指摘の穴文殊九品寺及びハヤブサについて、現行の日本環境管理基準の水準の手続きがそのまま適用されたとしてもその結果本来的にどのように扱われるべきものであるかは手順等も含め一概には想定しづらい面があることは否めません。しかしながら大事なことは、このような日本環境管理基準の適用又はその背景にある日米間のルールの如何にかかわらず、本市としてご指摘の穴文殊九品寺及びハヤブサはじめ本市の大切な資産や環境が確実に保全されねばならない、ということで

あり、この確保が前提である、ということはいうまでもありません。

- したがって、防衛省からの回答にありますように政府として引き続き日本環境管理基準の適切な履行はじめ環境保護及び安全への取組みを適切に実施するよう申し入れを行うこととともに、併せて、同基準の適用関係等如何にかかわらず、本市として考えられる限りの環境保全に万全の検証を行っていくことが特に大事であり、このような考えに沿って、昨年2月の防衛省からの申し入れ以来、健康はじめ各種の生活環境・自然環境の保全等の問題について累次の検証を尽くしてきたところです。

このため、「基地建設に対する日本側の総合的な「事前環境影響調査」は不要というのが従来の市の立場」というご指摘については全くそうではなく、電波や騒音、上・排水等の問題など、我が国の環境影響評価法や関連条例等でも適用対象とは一概にならない分野が存在するからこそ、本市として京都府と連携して独自に事前の環境影響の評価と検証を重ねてきたものであり、今後とも、ご指摘の穴文殊九品寺及びハヤブサはじめ大切な諸環境の保護・保全等については景観保全の面も含めしっかりと注視し確実な確保への取組みに尽くしてまいります。

- なお、昨年9月には「万一にも決してあってはならない健康への被害又は環境被害（農畜産物及び漁業又は鳥類の飛来等を含む）等が発生した場合又はそのおそれが合理的に出てきた場合には、安全性が回復・確認されるまでの間の停波を含め責任をもって適切かつ確実な措置を講ずること」について政府として責任ある確実な対応を防衛大臣に求め、これに対して政府一体となり真摯にかつ万全に対応する旨確認を得ているところであり、今後とも政府においてこの確認の確実な履行のもと諸環境の保全が万全に担保されなければならないことも申し添えます。

(2)

3月より電磁波、騒音、水質の3つの調査が行われており、今後結果が公表されると聞いていますが、この調査内容は第三者機関によってその妥当性が検証されますか。

米軍基地建設工事についての具体的な日程や内容は、いつどのように我々住民に知らされるのでしょうか。

自衛隊部分の工事等はどういう内容で、いつ行われるのですか。それは我々住民にどのように知らされるのですか。

米軍基地建設に伴って宇川からの取水が増加することになりますが、そのことの影響について市はどのように把握しておられますか。関係住民への説明会を行う予定はありますか。

【回答】

- 電波強度及び水質汚濁の各調査については、専門の民間コンサルタントに公正・客観的な調査として委託され、また、騒音調査については防衛省独自に実施されていますが、全ての調査ともそれぞれ市職員及び地元関係者による公の立会いのもと執行され、また、特に専門性が求められる前二者の調査については必要・高度な技術を有する第三者機関である民間機関に委ねられたものであり、この点からは、当該機関の調査結果に対する特別な検証自体までは必ずしも要しないと受け止めています。
- 次に、米軍施設部分の工事の内容、時期等について、「5月着手、12月末までの本格的運用開始」など基本的、骨格的な内容等は、事前の本年4月時の防衛省による説明会で明らかにされたところです。また、自衛隊部分の本体工事等の内容等については防衛省からまだ説明はありませんが、いずれにしても、自衛隊部分も含め、工事施工にあたり、警備当局など関係機関とも連携の上、通学・通勤などをはじめ各般の安全確保・不安解消の対策に万全を尽くし、このために必要な工事関連等の情報はすみやかにご連絡いただくよう、確認と要請をしております。また、このためにいただいた情報は、防衛省から連絡のあり次第、速やかに区長会等を通じお知らせいたします。
- 次に、宇川からの取水の問題については、既に宇川地区区長会はじめ関係の機会にご説明させていただいているとおり、自治体として一番大切な地域住民の皆さんへの給水に影響を来たす事態にまで至るものではなく現在の施設能力で十分対応可能だと考えています。今後とも、絶えず検証も重ねながら、様々な機会を捉え、説明に尽くしてまいります。

2. 米軍と軍属その他の関係者に関わって

(1)

防衛省によると経ヶ岬基地に関わってYナンバーの車が何台走るのは承知してないとのことですが、市として、そのようなことでいいと考えておられますか。

防衛省によると、事件事故が起こった場合は警察が我々日本人と同等に対応することですが、警察には通訳もなく、地位協定の制限も受ける中で同等の対応はどのように具体化されるのですか。

防衛省によると、事件事故が起こった場合は防衛省が「適切に対応する」ということで、「現地連絡所」あるいは「近畿中部防衛局」へ電話連絡すれば「しっかりやる」とのことですが、そのようなことで「住民の安全安心の確保」が担保されると考えておられますか。

事件事故が起こった場合、日米地位協定によって、公務中ならば裁判権は米軍に移り、加害者への処罰も賠償も被害者に大きく不利益になることが他の在日米軍地域で起こっていますが、それでも「適切な対処」と考えられますか。

さらに公務外の場合、防衛省は「加害者個人の責任なので被害者は示談で解決を」と説明されましたが、加害者の賠償能力はきわめて低く被害者がきわめて不利な立場に立たされるとということが他の在日米軍地域で起こっています。それでも「適切な対処」と考えられますか。

警察と「基地対策室」と「現地連絡所」には最低通訳が必要と考えますが、この件への見解をお示し下さい。

米軍関係者の車両全てについて、相当額（対人1億円以上、対物3,000万円以上）の任意保険に入っていることが最低必要であり、そのことを市で明確に把握できることも必要であると考えますが、市の見解はいかがですか。

事件事故に直接対応するのは京都府警となりますが、その京都府警の責任ある立場の方から具体的な対処の方法を、住民は未だ聞かせていただいております。市はそういう場を持つ必要はないとお考えですか。

- 23 市は先に国（防衛省）に出された要望書の中で「日米地位協定の改善への絶えざる努力」ということを求めておられますが、そのことの検証をどのように行っていくお考えですか。

【回答】

- いわゆるYナンバー車両など米軍関係車両を巡る情報については、米軍所在国内他地域でも情報提供に一定の制約がある旨伺っていますが、本市としては、住民の皆さんの不安解消、交通安全対策に資するうえで、防衛省又は米軍に対して所属・保有台数等可能な限りの情報提供を求めていきたいと思っています。
- 交通事故については、米軍人等と住民との間で交通事故が発生した場合には、公務内外にかかわらず、我が国警察の対応としては、住民同士の交通事故の場合と同様の事故対応がなされると理解しています。また、交通事故を含め事件・事故に係る裁判権については、公務内外の別等によりその帰属の扱いが異なることとされ、また、公

務外事件では、我が国側が第一次裁判権を有し重罪・非重罪を問わず日本側から起訴がなされれば身柄も引き渡されることとなる一方で、それまでの間の捜査手続きに課題を残している等のことも指摘されていると承知しています。

他方で、被害求償については、軍人等の公務上の事件・事故の場合は、地位協定の規定により、防衛省が被害者からの賠償請求を受け、防衛省と米国側との協議のうえ賠償額を決定し、被害者の同意を得て賠償支払いが実施されること、公務外の場合は、原則として、加害者が損害賠償を負うこととなりますが、ア)交通事故については米軍により軍人等に対し任意保険の義務的加入が指導されていること、イ)さらに、加入者の支払い能力が不足するケースについては、地位協定の規定により、加害者に代わって米国政府が慰謝料を支払う一定の手続きも用意されていること、等、理解をしています。

- このように事件・事故の対応については、相応の制度・手続きが整備されているものの、依然様々な課題を有していると思料しています。

他方で、本市も等しく享受する我が国の安全保障環境の確保とそのため地位協定等国家間のルールの制約のもとで、国内外の諸情勢に応じ、漸次、改善に向けた可能な限りの真摯な努力と進捗が重ねられている旨伺い受けていますが、これも、我が国における在日米軍駐留の歴史を通じ、沖縄はじめ多くの在日米軍駐留地域の住民、行政等関係者の皆さんの筆舌に尽くしがたい経過と多大で真剣なご尽力のゆえに獲得に至ったものと厳粛に受け止めています。

今後とも解決が進められるべき地域横断的・全国的な課題も多くある中で、本市としても、沖縄はじめ国内他地域の皆さんと必要な連携もしながら、日米地域協定及びその運用のさらなる改善はじめ様々な住民不安や負担の軽減・解消に向け、尽力していきたいと思っています。

- 事件・事故の発生への備えについては、車力通信所の場合と同様、防衛省、米軍、京都府、警察、京丹後市、そして地域自治区代表等によって構成される連絡会を構成し、緊密な連携を図っていきます。その上で、事件・事故の発生時に係る連絡体制に関するもののほか、通学路の安全確保はじめ交通安全対策や指導、日常生活の規律浸透に関する事、防衛局の現地連絡所など関係機関における活動状況に関する事、などの確実な確保、その他必要な情報交換等を行うことにより、万一の事件・事故発生時の適切で円滑な連絡・対応の徹底とともに、米軍人等の日常活動・居住等における規律・規範の保持浸透と事件・事故の未然防止につなげていきます。また、このように事件・事故の発生時に係る具体的な対処方法については、連絡会により確認を行い住民の皆さんへの適切に必要な連絡・周知も行いますが、事件・事故発生時の直接の行政当局である警察当局からの事前の説明・周知の持ち方も含め関係機関間で今後協議を進めてまいりたいと思います。
- また、通訳については、京丹後警察署には、通訳機能・能力を有する担当官が複数

名おられると伺っています。また、本市においても、地元住民の皆さん、他の関係機関の皆さんと協力・連携し様々な事案に円滑に対処できるよう、通訳機能・能力を有する職員を雇用（嘱託等）したいと考えています。

また、車両の任意保険の問題については、上述のように基本的に義務的加入が指導されていると承知していますが、本市としても、必要な確認と要請に努めてまいります。

(2)

米軍関係者の居住地については、地元住民の負担を増やさないよう市が責任を持って管理することが必要と考えますが、市はどのように考えておられますか。

基地に関わって、米軍関係者は当面峰山のホテル等から集団で移動するよう米軍に要請するとのことですが、その確約は米軍から得られているのでしょうか。また、将来はどのようにされるのか具体的予定をお示し下さい。

米軍関係者の人数、氏名、住所、移動方法等、基本的な事項は市が常に把握しておく必要があると考えますが、そのための具体的な準備はしておられますか。

21 市には、被害者が受ける事件事故の不利益を速やかに補填する市独自の制度を作る考えはありませんか。

22 市は、今後米軍基地に関わるあらゆる事に機敏に対応するための市の組織をどのように考えておられますか。その組織には直接米軍と交渉する権限も必要と考えますが、いかがお考えですか。

【回答】

- 米軍軍属の居住場所・拠点の選定については、地元区、地元自治体の意向を踏まえ、適切・丁寧な手続きを確保することを防衛省・政府に対して要請しています。また、本格的な居住に当たっても、上記2(1)に記載したように、米軍や現地連絡会を中心に軍人軍属の居住に係る日常的な生活における規律保持の徹底を行うなどをはじめ住民の各種負担軽減と事件・事故の未然防止等を図っていきます。
- 米軍関係者の人数、住所等を巡る情報については、米軍所在国内他地域でも情報提供に一定の制約がある旨伺っていますが、本市としては、住民の皆さんの不安解消等に資するうえで、防衛省又は米軍に対して可能な限りの情報提供を求めてまいります。また、当面の期間における宿泊ホテル等からの出勤の集団的なバス等活用については、交通安全上の観点から事前に改めて要請を行い、確認をしていきたいと思いをします。
- また、事件・事故に関し発生した被害の求償については、上記2(1)で記載したように両国政府中心に一定の求償する制度・手続きが整備され漸次改善も重ねられており、施策の本来の由来からも基本的には、足らざるには改善を求めながら今後とも補償全般につき両国レベルの施策に拠るべきと考えています。なお、沖縄はじめ国内他地域の自治体でも求償に係る補填制度を独自に有している事例については同様の考え方も背景に当方確認している中では見当たりませんが、住民の安全・安心の確保の観点からも引き続きよく注視と必要な要請、対応をしていきたいと思いをします。
- なお、本市の担当組織としては、既にご案内のとおり昨年10月から基地対策室を立ち上げ必要な対応又その準備を鋭意進めており、今後、通訳機能・能力を有する職員の配置も進め、特に居住を巡る日常的活動等について必要に応じ米軍側とも直接的に連絡・要請等することも含めて関係機関間で準備・協議を行ってまいります。

3. 宇川住民の思いに関わって

- 24 去る3月27日に宇川住民（袖志、尾和を除く）の過半数に及ぶ「協力撤回」の署名が市長に提出されましたが、これに対する市長のお考えを改めてお聞きしたい。
- 25 先の説明会において、防衛省は住民より説明内容の文書化を何度も要求されましたが、事実上それを拒否する答弁に終始されました。市より改めて文書化を要求するお考えはありませんか。
- 26 先の説明会において、宇川住民と米軍の責任者との間に直接話し合いのできる場を求める声が上がりましたが、防衛省はそういう考えのないことを回答されました。直接に米軍施設やその関係者と接することになる地元の主権者である住民が、その当事者と話し合いのできる場を持つことは民主主義の基本からも重要なことであると考えますが、市の見解をうかがいたい。
- 27 この基地に関わって軍事的な要因や事故等によって住民に何らかの被害がもたらされた場合、市としてどのように責任を取るおつもりですか。
- （関連）
- 市長は約束の条件が満たされない場合、「協力撤回」もありうると繰り返し発言されておられますが、現在もそのお考えに変わりはありませんか。また、仮に基地建設がなされた場合でもそれが可能だとお考えですか。
- 28 今後ともこの件で住民より様々な疑問・不安が出てくることが予想されますが、それに対処する市の具体的な方法をお示し下さい。

【回答】

- 先般（3月27日）、貴会より域内外の多くの住民の皆さんからの計画撤回を求める要請署名簿をお受けしましたが、自治体としてもこれをしっかりと受け止め、住民の皆さんのご懸念やご不安のないよう、今後とも防衛省はじめ政府、米軍側等関係者に必要な対応を継続的に求めるとともに様々な機会をとらえ説明に尽くしてまいりたいと思います。
- 依然、住民の皆さんの中にご懸念や反対のお声、ご指摘もある中では、自治体としては苦渋の思いであります。一方で、昨年2月以降、自治体にとって住民の安全と安心の確保が第一、大前提であるとして、京都府とともに各般の分野にわたってこのための様々な検証と確認を重ねてきました。そして、この検証等の結果を総合的に踏まえ、住民生活の安全や安心の確保に欠かせない条件を附してそれが確実に実行される前提のうえで、政府からのご要請を受け止め、必要な協力を行うことについて総合的な判断をいたしました。今後とも、必要な説明に努めつつ、安全・安心のための取組み確保の履行等の状況について十分に注視するとともに、このための万全な対応に尽くしてまいりたいと思います。
- ご指摘の説明内容の文書化については、説明会が公開の場で行われ録音等の制限も特に行われない場合には誰にとっても事後の記録化に制約がなく、それ自体相応の透明性は確保されているとは受け止めています。また、近畿中部防衛局は、5月27日に先の説明会における説明内容である「TPY-2レーダーの工事の概要等」を同局

のホームページに掲載されましたが、誤解を招かないためにも、今後とも文書資料化などのできる限りの便宜提供等を求めてまいりたいと思います。

- また、米軍側との直接的な対面対応の場としては、2(1)(2)の回答でも申し上げましたように、今後、防衛省、米軍、京都府、警察、京丹後市、そして地域自治区代表等によって構成される連絡会を構成し、配備等に伴い派生する諸問題について直接的な情報交換と必要な対応を行うこととしていますし、併せて本市としても、日常的活動等について必要に応じて米軍側と直接的に連絡・要請等を行っていきたいと考えています。

また、住民の皆さんからの疑問・不安については本市や防衛省など各機関の固有の窓口も整備するとともに、関係機関による上記連絡会としても必要な対応を万全に尽くしていききたいと思います。

- なお、昨年9月の当職としての態度表明の中で申し上げましたように、住民の皆さんの安全や安心の確保のために今後担保・履行していただくべき条件を附して、それが確実に実行される前提のうえで、この度の政府のご要請をしっかりと受け止め必要な協力を行うことについて総合的な判断をしたものであり、政府として真摯にかつ万全に対応をいただけることを確認しています。本市としてもこのような経過と前提をしっかりと受け止め確認を重ねながら、万全・万般の対応に尽くしてまいりたいと思います。